

(第3号様式)

秦野市中学校給食物資納入に係る誓約書

年 月 日

秦野市教育委員会 様

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名

秦野市中学校給食物資納入事業者として決定された場合、下記事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 物資は、規格、見本及び見積書に相違することなく、かつ数量の正確を期すること。
- 2 物資は、指定の日時及び場所に遅滞なく納入すること。
- 3 物資の納入の際、検収担当者の検査を受け、数量を明記した納品書及び請求明細書を提出し、必ず受領印を受けること。なお、規格外のもの、数量の不正確なもの及び衛生上不適当なものなどは、検収担当者の指示により直ちに補充し又は交換して再検査を受けること。
- 4 物資の受注後、納品できなくなり、学校給食の実施に支障をきたした場合の損害賠償は全責任を負うこと。
- 5 発注者に対して著しく損害を与え、若しくは学校給食の実施に支障を生ぜしめた場合又はそれらの恐れがある場合、これに対する補償措置又は予防措置を速やかに講ずることとし、全責任を負うこと。
- 6 工場設備、従業員及び従業員の家族の衛生並びに健康管理に万全を図ること。
- 7 工場、事業所等施設設備に対する調査に応じること。更に、登録申請事項等の変更の事実発生があった場合は、遅滞なく関係書類を添付のうえ、届けること。
- 8 やむを得ず、献立の変更や給食の中止などにより、発注後の物資の量が変更又は取消しになった場合は、発生した損害について双方協議のうえ、決定すること。
- 9 その他、学校給食運営上の必要な指示に従うとともに関係法規又はこの誓約に違背する行為により登録事業者の取消しを受けても、これに伴う損害は一切請求を行わないこと。
- 10 請求書は、任意の様式とし、請求明細書を1か月分とりまとめて、翌月10日までに学校給食センターへ提出し、代金を請求すること。なお、納入事業者への請求金額の支払いは、学校給食センターが請求書を受理してから起算して30日以内とし、秦野市が指定する金融機関を通じて口座に振り込むこととする。